令和5年度子ども活動支援金募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルスの影響や生活様式の変化などにより、子ども達が身体を動かす機会が減少している中、子ども達の健全な心身発達の為に、日常的な運動遊びやスポーツに親しむ為の取組みを行う地方公共団体及びスポーツや運動を主要活動とする広域地方公共団体の外郭団体に対し、必要な経費の一部を支援します。

2 支援対象団体

下記の①~③いずれかに該当する団体とします。(以下「支援団体」という)

- ① 地方公共団体(都道府県・市町村・特別区・政令区)
- ② 広域地方公共団体(都道府県)の外郭団体であり、スポーツや運動を主要活動とする団体
- ③ その他、当財団の理事長が認めた団体
- ※過去に本支援金の交付実績がある支援団体も対象です。(但し、同一年度内における交付は1度に限ります。)
- ※以下のケースはそれぞれ別の団体とみなし、申請を受け付けます。
 - ・広域地方公共団体/基礎地方公共団体
- (例) A 県 / A 県 B 市

· 指定都市/政令区

- (例) B市 / B市C区
- ・広域地方公共団体/広域地方公共団体の外郭団体(例)A県 / A県○○団体等 ※各種競技団体は対象外です。

3 支援対象経費

本支援金の対象となるのは、次の①から④のいずれかに該当するものとします。(以下「支援事業 | という)

- ① 公共施設にある大型遊具の設置・修繕事業
 - (例) ブランコや滑り台などの設置・修繕
- ② 公共施設で子どもが使用する運動・スポーツ用具の購入事業
 - (例) 鉄棒、跳び箱、マット、ボールなどの購入
 - ※公共施設とは、公園、学校や保育所など地方公共団体が関連している施設のこと。
 - ※使用者が限定される個人用具は対象外。
- ③ 子どもや親子を対象とする運動・スポーツ事業の開催経費
 - ※行政が委託する事業も対象
 - (例) 各種スポーツ教室、親子体操事業、体力向上事業、その他運動に親しむ事業(講師 謝金、賃借料、スポーツ用具費 等)
- ④ その他、本支援金の趣旨に適うと認められるもの

いずれも社会通念上、妥当な金額であるものを支援対象経費とします。 (対象にならない経費の例)

- ・施設の床や壁などの改修費、故障・老朽化に対応するための修繕費
- ・電子機器類の購入費 (パソコン、ビデオカメラ、モニター、マイク 等)
- ・社会通念上妥当性を欠く、過大な報酬費
- ・子どもに関する調査研究に係る経費
- ・指導者養成事業、啓発事業等に関する経費
- ・支援対象期間外に及ぶ事業経費

4 支援対象期間

支援対象の期間は令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までとし、この期間中に発注、納品、支払いが完了するものを支援対象とします。

5 支援金額

1 支援団体につき、一律 100 万円 (計 60 支援団体) ※余剰の返金は受付けていません。

6 支援金交付の決定

支援金対象事業は、内容審査のうえ、交付決定いたします。

7 申請方法

(1) 受付概要

期	募集期間	採択決定時期	受付件数
第1期	5月8日(月)~6月30日(金)	7月頃	20 支援団体
第2期	7月1日(土)~8月31日(木)	9 月頃	20 支援団体
第3期	9月1日(金)~10月31日(火)	11 月頃	20 支援団体

(2) 申請書類の入手方法

公益財団法人ライフスポーツ財団(以下、当財団)のホームページ (https://www.lsf.or.jp/child_activity/) から申請書類をダウンロードください。

(3) 応募方法

所定の申請様式に必要事項を記入の上、メールもしくは郵送にて提出ください。

【提出書類】

- ・子ども活動支援金 申請書
- ・補足資料(見積書、費用の根拠が分かる資料等)

【提出先】

≪郵送≫

〒564-0063

大阪府吹田市江坂町 1-23-43 ファサード江坂ビル 7 階 公益財団法人ライフスポーツ財団 子ども活動支援金係

《メール》

info@lsf.or.jp (件名に「子ども活動支援金申請」と記載ください)

(4) 選考方法

・審査

募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査および委員の合議により採択する支援 団体を決定いたします。

· 結果通知

採否結果に関わらず、文書により通知いたします。

8 応募書類作成上の注意点

- (1) 申請内容については、あいまいな表現を避け、明確かつ簡潔に記述してください。
- (2) 申請書を確認し、提出書類に不備がある場合には、追加や訂正をお願いすることがあります。訂正完了となってから申請の受付となりますので、ご注意ください。
- (3) 連絡先となる窓口は、原則として、申請内容に該当する部署となります。
- (4) 申請には、首長または申請部署の責任者となる者の印を要します。
- (5) 支援金の振込指定口座は、円の口座且つ原則、支援団体名義で開設された口座に限ります。
- (6) 募集期日外に到着した申請書類は、受理しかねます。
- (7) 原則、申請受付件数に達し次第、受付を終了いたしますのでご了承ください。尚、 応募状況については当財団のホームページ(https://www.lsf.or.jp/child_activity/) にて、随時お知らせいたします。
- (8) 他からの補助金や助成金等を受けることが決まっている、もしくは受けようとする場合は、申請前にご相談ください。

9 その他留意事項

- (1) 支援金の採択件数によっては、追加募集を行う場合があります。
- (2) 採択された支援団体は、広報誌やホームページなどで、支援金を受けた旨の発信を行ってください。

- (3) 採択された支援団体は、当財団のホームページ等において都道府県名、市区町村名、スポーツ団体名を公表し、また支援金の使途に関する情報を公開いたします。
- (4) 当財団より贈呈式や支援金に関する視察依頼を受けた際はご対応ください。
- (5) 令和5年度中に支援金の使用及び報告書の提出を行ってください。

10 スケジュール

(支援金交付申請の手続き)

(1) 申請書の提出

「第7章 申請方法」に記載されている必要書類を作成し、当財団事務局へ各期の期日までに提出いただきます。提出書類に不備がある場合には、再提出をお願いすることがあります。なお、申請内容に関する確認の為、添付ファイルが送受信できるメールアドレスおよび日中に繋がる電話番号の記載が必須となります。

(2) 審査会

申請書類を基に審査をおこないます。

※詳細につきましては、「第7章4項 選考方法」をご覧ください。

(3) 支援金交付決定通知書等の書類送付

採択決定後、採択された支援団体へは支援金交付決定書、当財団のポスター・パンフレット・ステッカーなどを送付いたします。また、不採択となった支援団体についても結果を当財団事務局から通知します。(選定経過、採択結果の内容等に関する問い合わせにはお答えしかねます。)

(4) 支援金入金

採択決定の通知後、2週間以内に振込指定口座に入金いたします。

(支援事業終了の手続き)

(1) 事業期間

支援対象経費に係る事業については、令和 6 年 3 月 31 日(日)までに終了する必要があります。

※詳細は「第4章 支援対象期間」をご覧ください。

(2) 報告書の提出

事業終了後に報告書を当財団事務局へ提出いただきます。なお、事業終了後、速やかに報告書の提出をお願いいたします。提出期限は令和 6 年 3 月 31 日 (日) までです。フォーマットにつきましては、当財団のホームページ (https://www.lsf.or.jp/hojokin) から報告書類をダウンロードください。

11 交付決定の取消

次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 申請・報告書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 支援対象期間内に報告書の提出が無かった場合
- (3) 交付決定後生じた事情により、支援事業を実施する必要がなくなった場合 ※支援金入金後は全額返金を求めます。

12 計画変更の承認

支援事業の内容を変更しようとするときは、当財団にあらかじめ計画変更の承認をうける必要があります。

13 お問合せ先

公益財団法人ライフスポーツ財団

〒564-0063

大阪府吹田市江坂町 1-23-43 ファサード江坂ビル 7 階

TEL: 06-6170-9886 (平日 9:15~18:00) FAX: 06-6170-9887

Mail: info@lsf.or.jp